

## 令和7年度第2回滝沢市子ども・子育て会議 議事録

- 1 開催日時 令和8年2月10日（火） 14:00～14:40
- 2 開催場所 滝沢市役所4階中会議室
- 3 出席者 (委員)  
齊藤とも絵委員、佐藤正和委員、山口淑子委員、小笠原香委員、前田康夫委員、  
上野綾子委員、工藤純世委員、水本真美委員、芳賀寛委員、定島勝次委員、  
本宮真樹委員  
(市側出席者)  
滝沢市副市長 岡田洋一、健康こども部長 猿舘睦子  
子育て課長 藤島紀子、同総括主査 阿部江利子、同主査 佐々木亮介  
こども家庭センター所長兼保健師長 滝田律子、同総括主査兼総括保健師 佐々  
木悠美
- 4 傍聴者 なし
- 5 議 事  
(1) 第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画に係る代用計画の策定について  
(2) 乳児等通園支援事業者の認可等について  
(3) 特定教育・保育施設の利用定員について  
(4) 保育提供体制の確保のための実施計画について

### 会議経過

(会議に先立ち、資料の確認)

#### 1 開 会

委員15名中11名の出席があり、滝沢市子ども・子育て会議設置条例第6条第2項により委員の半数以上の出席であることから、会議が成立することを宣言し開会。

#### 2 挨拶

- ・市長挨拶 副市長代読。
- ・事務局より、会議の趣旨の説明、会議の公開等について説明し了承いただく。
- ・会長欠席に伴う会議の進行について、副会長である小笠原委員が職務を代理する旨を説明。
- ・議事録署名人の指名について、事務局案を提示してほしい旨の発言あり。事務局から「齊藤とも絵委員」及び「上野綾子委員」を案として提示。異議なしとの意見により、議事録署名人に「齊藤とも絵委員」及び「上野綾子委員」が指名された。

#### 3 議 事

##### (1) 第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画に係る代用計画の策定について

副会長：それでは議事「(1) 第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画に係る代用計画の策定について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：資料1をご覧ください。

「1 趣旨」ですが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による子ども・子育て支援法の改正により、令和8年4月1日から乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）が創設されること及び児童福祉法等の一部を改正する法律により、令和8年4月1日

から満三歳以上限定小規模保育事業が創設されることから、第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画に係る代用計画を策定することについて意見を伺うものであります。代用計画というのは、計画を変更せず、これに代わる計画に必要な事項を盛り込むものです。

それでは、対応計画に盛り込む内容についてご説明いたします。「2 概要(1) 乳児等のための支援給付に関する記載の追加」についてですが、乳児等のための支援給付の創設に伴う、新たに市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置付けることが必要であることから、別添のとおり代用計画を定めようとするものであります。

2ページをご覧ください。こちらの様式は、国から示された参考様式となっております。

「こども誰でも通園制度」については、第1回子ども・子育て会議でご説明いたしましたが、利用対象が、0歳6か月から満3歳未満までの未就園児となっており、第3歳以上の児童を対象としていないことから、制度利用終了後の教育・保育等への円滑な移行等について記載するものです。

「記載事項」について、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後には、受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。2つ目、認定こども園及び幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。と記載させていただいております。引き続き、教育・保育施設と情報共有し、保護者が希望する子育て支援に繋がるよう、支援していきたいと考えております。

「(2) 満三歳以上限定小規模保育事業の必要利用定員総数」についてです。小規模保育事業の定義に、保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて、当該保育を必要とする児童を保育することを目的とする施設において、保育を行う事業(満三歳以上限定小規模保育事業)を位置づけるものとされました。満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、新たに、市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、「満三歳以上限定小規模保育事業の必要利用定員総数」を定める必要があることから、別添のとおり代用計画を定めようとするものであります。

資料3ページをご覧ください。この様式は県から示されたもので、認定区分2号、②確保の内容に、特定地域型保育事業の欄が追加されております。特定地域型保育事業というのは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のことを言いますが、現時点で市内には、これらの事業を運営している事業者はいないところで、令和8年度以降の欄に「0」と記載しております。

代用計画の内容は以上となりますが、今後、計画を見直す場合に、代用計画の内容について、必要な見直しを行った上で、計画に盛り込む予定です。事務局からの説明は以上です。

副会長：ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見があればお願いいたします。ありませんでしょうか。

それでは、本件については、事務局案のとおり、承認することとしてよろしいでしょうか。それでは、本件につきましては、承認いたします。

## **(2) 乳児等通園支援事業者の認可等について**

副会長：次に「(2) 乳児等通園支援事業者の認可等について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料2をご覧ください。

「1 趣旨」ですが、児童福祉法第34条の15第4項の規定において、市町村長が認可をしようとするときは、あらかじめ意見聴取を行うこととされていることから、意見を伺うものであります。

「2 意見聴取の概要について」です。事業所の名称は「ふじなでしこども園」です。施設の所在地は、滝沢市鶴飼狐洞1番地102で、学校法人撫子学園が認定こども園等を運営する施設において、認定こども園の利用定員とは別に、誰でも通園の定員を設ける一般型乳児等通園支援事業という区分で実施予定です。在園児合同型というのは、在園児と一緒に過ごすことを基本とする実施方法です。事業開始予定年月日は令和8年4月1日、利用定員は4人、提供日・時間は月曜から金曜の午前9時から11時までとなっております。2ページ目以降にこども家庭庁が公開しております、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」の抜粋を添付しております。

次に、「3 関係例規の整備について」ご説明いたします。「こども誰でも通園制度」に向けて、認可基準条例の制定、運営基準条例の制定、各種規則の制定を行うよう、国から事務連絡が発出されたことから整備を進めております。

認可基準条例については、第1回子ども・子育て会議においてご説明したとおり、滝沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を令和7年12月に制定いたしました。また、運営基準条例については、滝沢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を令和8年3月に制定する予定で準備を進めております。なお、滝沢市の基準については、国の基準と異なる内容を定める特別な事情等はないことから、国の基準のとおり定める内容となっております。

改めまして、「2 意見聴取の概要について」に記載の内容について、ご意見をいただければと思います。事務局からの説明は以上です。

副会長：ただいま事務局から説明がございましたが、何かご質問、ご意見があればお願いいたします。ありませんでしょうか。

それではないようですので、本件については、事務局案のとおり、承認することとしてよろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、承認といたします。

### **(3) 特定教育・保育施設の利用定員について**

副会長：次に「(3) 特定教育・保育施設の利用定員について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料3をご覧ください。

「1 趣旨」ですが、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定において、市町村長が特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、意見を聴くこととされていることから、意見を伺うものであります。

対象施設については、第1回子ども・子育て会議において、第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画に基づき開設する予定であることをご説明したところであります。

「2 概要」についてです。「利用定員」とは、子ども・子育て支援法第27条第1項の「確認」において定められるものであり、市町村は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、各施設に対して、認定区分ごとに「認可定員」の範囲内で「利用定員」を設定します。利用

定員は認可定員に一致させることが基本となります。この利用定員を基に、給付費等の基礎単価が決定されることとなります。

事業所の名称は「滝沢えほんの森保育園」です。施設の所在地は滝沢市鶴飼向新田102番地1、教育・保育施設の区分は保育所です。事業開始予定年月日は令和8年4月1日です。現在、事業者は、岩手県に設置認可の申請をしており、先日の県の審査会では、基準に適していることが確認されたと聞いております。年齢ごとの認可定員の予定については、記載のとおりであり、利用定員は認可定員に一致させることとしたいと考えております。

次に、「3 令和8年度の利用定員について」をご覧ください。新設の園を含んだ、令和8年度の利用定員について記載しております。保育所の区分に、滝沢えほんの森保育園を加えております。また、利用定員に変更があった、りんごの森保育園、幼保連携型認定こども園つばめ幼稚園、大釜幼稚園保育園の変更内容についても、一覧に反映しております。

滝沢えほんの森保育園の利用定員について、認可定員のとおり定めることについて、ご意見をいただければと思います。事務局からの説明は以上です。

副会長：ただいま事務局から説明がございましたが、何かご質問、ご意見があればお願いいたします。ありませんでしょうか。

委員：認可定員、利用定員というのは増えていく可能性が高いのでしょうか。

事務局：認可定員の範囲内で利用定員を定めることになっておりますので、これより増えるということはございません。

委員：他の施設でも同様でしょうか。

事務局：面積の基準等もございますので、それ以上になるということは想定していないところでございます。

副会長：他にございませんでしょうか。

それではないようですので、本件については、事務局案のとおり、承認することとしてよろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、承認いたします。

#### **(4) 保育提供体制の確保のための実施計画について**

副会長：次に「(4) 保育提供体制の確保のための実施計画について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料4をご覧ください。

「1 趣旨」ですが、国の「保育提供体制の確保のための財政支援」を受けるにあたっては、自治体における「保育提供体制の確保のための実施計画」を作成、提出する必要があり、実施計画について子ども・子育て会議で承認を得ることとされたことから、承認を求めるものであります。

令和6年12月に、国の今後の保育政策の在り方について示す「保育政策の新たな方向性」が取りまとめられ、実施計画の採択を受けた自治体へ財政支援が行われるということになりました。

「2 実施計画の内容」です。「(1) 令和7年度以降の保育需要と提供体制」については、基本は、「第3期滝沢市・子ども・子育て支援事業計画」策定にあたり、教育・保育の量の見込みと確保の内容を算定した際の資料に基づき作成しています。利用定員数、整備量

は変更内容及び施設整備計画を反映させていますので、令和7年度に比べて令和8年度の利用定員数は増加しております。

次に「(2) 令和8年度の施設整備内容」についてですが、保育環境の改善と子どもたちの健全な育成のため、保育所の建替えに係る建設事業への補助と、認定こども園のLED化事業への補助を予定しております。

次に「(3) 採択を希望する財政支援」についてですが、「保育士宿舎借り上げ支援事業」について採択を希望するということを記載しております。3ページにこども家庭庁の資料がありますので、ご覧ください。財政支援の採択の分野・採択の対象が記載されています。今回採択を希望するのは、「3. 地域課題」に応じた対策の採択により受けられる財政支援のうち、保育士宿舎借り上げ支援事業となります。

保育士宿舎借り上げ支援事業は、保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とするものです。

第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画において、子どもの数は減少していく見込みではありますが、教育・保育ニーズは引き続き高い水準で推移していく見込みであること、教育・保育ニーズへの対応として、保育士等の人材を確保できるように、働きやすい環境づくりや受け入れ体制の整備や情報共有において官民連携を強化することを記載しております。

実施計画を提出し、国の財政支援を受け、保育提供体制の確保に取り組んでいきたいと考えておりますので、実施計画について、ご承認いただきたいと思っております。事務局からの説明は以上です。

副会長：ただいま事務局から説明がございましたが、何かご質問、ご意見があればお願いいたします。ありませんでしょうか。

本件については、事務局案のとおり、承認することとしてよろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、承認といたします。

以上で本日の議事は終了いたしましたので、事務局に進行をお返ししたいと思います。

#### 4 その他

事務局から、委員に「4 その他」について連絡等があるかお尋ねし、放課後児童対策について次のような発言があった。

- ・教育・保育のニーズが高まっており、その対策を講じているが、就学後の学童保育のニーズも高まっている。放課後児童対策について話し合いの場を設けていただきたい。
- ・東部地区の小中学校区の放課後児童クラブでは、定員を上回る児童の受け入れを行っている。未就学児の支援も重要であることは認識しているが、小学校以降の放課後児童対策についても、早急に考えていかなければならない時期になっている。

事務局から、委員の発言に対する回答及び令和8年度の予定について次のとおり説明を行った。

- ・令和8年度中に滝沢市こども計画の策定を予定している。内容としては、第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画を包含し、市町村子ども・若者計画や放課後児童対策などについても盛り込む予定としている。
- ・滝沢市こども計画の策定にあたり、その調査審議等を行うことを本子ども・子育て会議の所掌事務

とさせていただくため、令和8年3月会議において、滝沢市子ども・子育て会議設置条例の改正案を提案する予定としている。

- ・現在の委員の任期や今後の委嘱についてのスケジュールなどの事務連絡。

## 5 閉会

会議の一切を終了。

議事録署名委員

議事録署名委員